

2018年6月10日に、電子メールにて次の文面にて、「小中高等学校において知財創造教育を実施できる人材の養成に必要なテキストに関する調査研究」(仮称)の仕様書(案)についての意見を提出した。

特許庁総務部企画調査課研究班どのお世話になります。

下記リンク先に記載の仕様書(案)を拝読し、意見を述べさせていただきたいと思いました。

http://www.jpo.go.jp/koubo/koubo/180605_jinzai-yousei.html

まず、自己紹介をいたします。

私は、知財創造教育を推進するための発明ゼミナールという事業を立ち上げつつあり、2018年2月12日には、知財学会の知財教育分科会にて下記内容の発表を行ないました。

<http://www.patentisland.co.jp/20180212.pdf>

このような立場から、仕様書(案)について、下記の2つの意見をお知らせいたします。何らかの参考として頂ければ、幸いです。

1. 委員会に、顕著な特許発明の創造実績のある発明者を入れるべきです。

仕様書(案)の3.(3)にて規定する委員会を構成する者に、顕著な特許発明の創造実績のある発明者(例:全国発明表彰の受賞発明の筆頭発明者や単独発明者、基本特許として当該業界で認識されている特許発明の筆頭発明者や単独発明者)を複数名、含ませることが必要と考えます。

発明創造の顕著な実績の無い人々だけで構成された委員会ですと、発明創造に必要な思考方法や態度や知識がわからないままの議論をこの委員会が行なってしまう可能性が高いためです。

仕様書(案)の3.(3)では、「委員のうち1名はアクティブ・ラーニングの指導的立場にあること」としています。

しかし、アクティブラーニングは学習指導の1つのスタイルではありますが、アクティブラーニングをしなくても発明創造は行なわれてきていますので、本質的にはアクティブラーニングと発明創造や創造的能力の育成には関係がありません。

すなわち、アクティブラーニングの指導的立場にある人であっても、発明創造の顕著な実績がなければ、発明創造の実践的な指導もできませんし、適切な教材の選定もできないと思います。

したがって、委員会に、顕著な特許発明の創造実績のある発明者を入れるべきです。

2. 公開情報調査の範囲に、創造性開発や発明創造教育の分野の学会や研究会が発行した情報も含ませるべきです。

仕様書(案)の3.(1)では、公開情報調査の範囲を、既存の教育機関の資料や現職の教職員が構成員となっている学会や研究会などの刊行している教材に限定しています。

しかし、これまで既存の学校も教育機関も発明創造に代表されるような創造性教育に本格的に取り組んだ実績はありません。

一方で、企業で研究開発や商品開発に従事して顕著な発明創造実績をあげた後に、発明創造の理論体系の構築やその普及と教育などに、数十年にわたり取り組んでいる学会があります。

例えば、次のものです。これらの学会が発行している書籍や論文などは公開情報調査の対象として、特に重要なものと言えますので、それらを公開情報調査の範囲に含ませるべきと思います。

(1) 等価変換創造学会

<https://www.jcdc.jp/%E7%AD%89%E4%BE%A1%E5%A4%89%E6%8F%9B%E5%89%B5%E9%80%A0%E5%AD%A6%E4%BC%9A%E3%81%AE%E6%B4%BB%E5%8B%95/>

(2) 日本創造学会

<http://www.japancreativity.jp/>

PatentIsland株式会社

代表取締役社長 久野 敦司(Atsushi Hisano)

Web <http://www.patentisland.co.jp>

E-mail atsushi_hisano@patentisland.co.jp

個人用E-mail: patentisland@hotmail.com
